



山形県公報

令和6年2月20日(火)
第480号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 地域登録検査機関の登録事項の変更の届出……………(農業技術環境課) ……155
- 公共測量の終了の通知……………(農村計画課) ……157
- 森林病虫害等防除法に基づく特別伐倒駆除命令の予定……………(庄内総合支庁森林整備課) ……158
- 県営住宅の利便性係数及び近傍同種の住宅の家賃……………(建築住宅課) ……同

海区漁業調整委員会関係

指 示

- 第二種共同漁業(小型定置漁業)の保護区域……………165

公 告

- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(DX推進課) ……166
- 農地を利用する権利の設定の裁定申請……………(農業経営・所得向上推進課) ……同

告 示

山形県告示第112号

農産物検査法(昭和26年法律第144号)第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和6年2月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
もがみ中央農業協同組合
代表理事組合長 押切 安雄
新庄市大字福田字福田山711番地73

2 届出の内容

農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類			変更年月日
変更前	変更後	備考	
菅 徹 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左	国内産農産物に限る。	令和6年2月6日
五十嵐 佳 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
二ノ宮 涉 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
阿部 邦博 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		

早坂 貴 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
沼澤 圭治 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
星川 健 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	
二戸 広平 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
井上 政良 玄米、大豆、そば	同 左
小嶋 広弥 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
山本 周平 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
柿崎 拓 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
高橋 徳彦 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
門脇 透 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
片桐 達也 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
笠原 孝志 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
高橋 浩太 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
沼澤 大典 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
坂井 義宏 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
大場 駿平 玄米、大豆、そば	同 左
西嶋 信一 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
石山 賢一 玄米、大豆、そば	同 左
五十嵐 孝 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
八鍬 広美 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
後藤 陽一 玄米、大豆、そば	同 左
川田 昭一 玄米、大豆、そば	
八鍬 重孝 玄米、そば	同 左
矢口 圭介 玄米、大豆、そば	同 左

柿崎 義隆 玄米、大豆、そば	同 左
黒木 敬 玄米、大豆、そば	同 左
早坂 一紀 玄米、そば	同 左
大友 賢吾 もみ、玄米、そば	同 左
渡部 大祐 もみ、玄米、そば	同 左
矢口 誠 もみ、玄米、そば	同 左
庄司 健二 玄米、大豆、そば	同 左
佐藤 祐一郎 玄米、大豆、そば	同 左
堀米 亮 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
坂井 鉄平 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
杉原 貴文 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
矢口 渡 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
奥山 圭 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
後藤 貴康 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
佐藤 洸史 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
土田 慎平 もみ、玄米、大豆、そば	同 左
小野 和哉 もみ、玄米、大豆、そば	同 左

山形県告示第113号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和6年2月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域
上山市久保手地内
- 2 公共測量を実施した期間
令和5年8月16日から令和6年2月1日まで
- 3 作業の種類
公共測量（基準点測量）

山形県告示第114号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第2項の規定により、松林を所有し、又は管理する者に対し、次のとおり特別伐倒駆除を命ずる予定である。

令和6年2月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 区域及び期間

区 域		期 間
市 町 名	大 字 名 又 は 町 名	
鶴 岡 市	茨新田、長崎、西沼、辻興屋、面野山、千安京田、下川及び湯野浜	令和6年4月1日から 令和6年6月30日まで
酒 田 市	宮海、高砂、大浜二丁目、浜松町、宮野浦、十里塚、坂野辺新田、黒森、広岡新田及び浜中	同 上
遊 佐 町	吹浦、菅里、北目、江地、藤崎及び比子	同 上

2 森林病虫害等の種類 松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している松の樹木の伐倒及び破砕（森林病虫害等防除法施行規則（昭和25年農林省令第35号）第1条に規定する基準に従い行うものに限る。）又は当該樹木の伐倒及び焼却（炭化を含む。）をすること。

4 命令をしようとする理由

1の区域の松林において松くい虫の被害が発生しており、3の措置を行わなければ松くい虫が異常にまん延して当該区域及びその周辺区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため

5 その他必要な事項

- (1) 1の区域内において3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者は、この告示の日から2週間以内に、理由を記載した書面をもって庄内総合支庁長を経由して、知事に不服を申し出ることができる。
- (2) 3の措置を行う者は、この告示に係る命令の日から令和6年3月31日までの間に、庄内総合支庁長を経由して、知事にその旨を届け出るものとし、届出がないときはその措置を行う見込みがないものとみなす。
- (3) 3の措置を行った者又はその代理人は、その措置を行った後速やかに、庄内総合支庁長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、(4)による損失補償の申請書を提出する場合は、この限りでない。
- (4) 3の措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を、その措置を行った後速やかに、庄内総合支庁長を経由して、知事に提出しなければならない。
- (5) 知事は、3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が1の期間内に3の措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、その措置の全部又は一部を行うことがある。
- (6) 知事は、(5)の措置を行った場合において、その費用の額が、3の措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受け取ることになるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

山形県告示第115号

山形県営住宅条例（昭和37年3月県条例第23号）第11条第2項及び第3項の規定により、公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第2条第1項第4号に規定する数値（以下「利便性係数」という。）及び同条例第11条第1項ただし書に規定する近傍同種の住宅の家賃を次のように定め、令和6年4月1日から施行し、令和5年2月県告示第82号（県営住宅の利便性係数及び近傍同種の住宅の家賃）は、令和6年3月31日限り廃止する。

令和6年2月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

住 宅 名	1戸当たり 住戸専用面積	利便性係数	近傍同種の 住宅の家賃	摘 要
	平方メートル		円	
県営鈴川第2アパート1号	44.4	0.93	20,200	風呂無し
県営鈴川第2アパート2号	44.4	0.87	20,200	
県営鈴川第2アパート3号	44.4	0.93	19,700	
県営鈴川第2アパート4号	44.4	0.93	20,300	
県営鈴川第2アパート5号	44.4	0.93	20,300	
県営五十鈴アパート1号	51.2	0.94	27,200	令和5年度改善
県営五十鈴アパート2号	51.2	0.98	79,000	
県営五十鈴アパート3号	51.2	0.94	27,200	令和5年度改善
県営五十鈴アパート4号	51.2	0.98	79,000	
県営南山形アパート1号	49.6	0.92	55,300	風呂無し
県営南山形アパート2号	63.1	0.92	27,200	
県営南山形アパート3号	49.6	0.92	79,000	令和5年度改善
県営南山形アパート4号	63.1	0.92	66,300	
県営南山形アパート5号	51.3	0.92	65,700	令和5年度改善
県営南山形アパート6号	64.8	0.92	71,000	
県営馬見ヶ崎アパート1号	59.3	0.92	84,300	令和5年度改善
県営馬見ヶ崎アパート2号	39.9	0.92	86,800	
県営松町アパート1号	57.1	0.94	71,000	令和5年度改善
県営松町アパート2号	59.3	0.94	84,300	
県営松町アパート3号	57.1	0.98	37,300	令和5年度改善
県営松町アパート4号	58.4	0.98	44,400	
県営松町アパート5号	63.9	0.98	45,500	令和5年度改善
県営松町アパート6号	71.5	0.98	49,200	
県営松町アパート7号	61.0	0.98	54,300	令和5年度改善
県営松町アパート8号	64.2	0.98	45,300	
県営宮町アパート1号	66.5	0.98	47,400	令和5年度改善
県営宮町アパート2号	66.5	0.94	45,800	
県営宮町アパート3号	62.6	0.94	48,600	令和5年度改善
県営宮町アパート4号	62.6	0.94	48,200	
県営宮町アパート5号	64.2	0.94	48,700	令和5年度改善
県営宮町アパート6号	62.6	0.94	48,700	
県営深町アパート1号	64.2	0.94	49,200	令和5年度改善
県営深町アパート2号	62.6	0.94	48,000	
県営深町アパート3号	64.2	0.94	48,600	令和5年度改善
県営深町アパート4号	62.6	0.94	47,500	
県営深町アパート5号	64.2	0.94	48,200	令和5年度改善
県営深町アパート6号	62.6	0.94	48,200	
県営きたまちアパート1号	66.5	0.94	48,200	令和5年度改善
県営きたまちアパート2号	62.6	0.94	47,500	
県営きたまちアパート3号	64.2	0.94	48,200	令和5年度改善
県営きたまちアパート4号	62.6	0.94	45,500	
県営きたまちアパート5号	64.2	0.94	46,100	令和5年度改善
県営きたまちアパート6号	69.9	0.98	83,500	

	73.1	0.98	86,900	
県営きたまちアパート2号	66.5	0.98	75,700	
	69.9	0.98	83,500	
	73.1	0.98	86,900	
県営きたまちアパート3号	66.5	0.98	75,700	
県営あたごアパート	71.9	0.98	111,700	
県営東山住宅	58.6	0.88	105,600	
	61.5	0.88	108,700	
	70.9	0.88	118,800	
県営十日町アパート	53.9	1.02	93,100	
	54.0	1.02	93,200	
	55.1	1.02	94,200	
	65.6	1.02	103,300	
	65.7	1.02	103,500	
県営飯塚住宅	55.4	0.93	94,800	平成24年度 ^{しゅん} 竣工
	67.0	0.93	111,500	同
	55.4	0.93	97,300	平成25年度 ^{しゅん} 竣工
	67.0	0.93	114,400	同
県営太田町アパート1号	60.3	0.97	100,700	
	74.0	0.97	118,900	
県営太田町アパート2号	60.3	0.97	100,700	
	74.0	0.97	118,900	
県営太田町アパート3号	60.3	0.97	100,800	
	74.0	0.97	119,100	
県営太田町アパート4号	60.3	0.97	100,800	
	74.0	0.97	119,100	
県営春日アパート1号	57.1	1.02	45,800	
	58.4	1.02	46,900	
	63.9	1.02	50,700	
県営春日アパート2号	61.0	1.02	47,100	
	64.2	1.02	49,200	
県営春日アパート3号	61.5	1.02	99,900	
	75.6	1.02	115,200	
県営中田第1アパート1号	54.7	0.99	82,100	
	68.2	0.99	96,800	
県営中田第1アパート2号	55.4	0.99	82,900	
	68.8	0.99	97,700	
県営中田第1アパート3号	56.4	0.99	84,100	
	69.9	0.99	99,200	
県営中田第1アパート4号	62.1	0.99	98,600	
	75.4	0.99	113,900	
県営中田第1アパート5号	62.1	0.99	99,200	
	75.4	0.99	114,700	
県営中田第1アパート6号	62.1	0.99	99,200	
	75.4	0.99	114,700	
県営中田第2アパート1号	54.6	0.95	32,900	
県営中田第2アパート2号	55.7	0.95	33,100	
県営玉の木アパート	55.7	0.95	40,200	
県営成島アパート1号	58.0	1.04	45,800	

県営成島アパート2号	61.0	1.04	52,100	
	64.2	1.04	54,500	
県営米沢中央アパート1号	68.7	1.12	55,500	
県営米沢中央アパート2号	68.7	1.12	62,000	
県営相生アパート1号	69.2	1.01	89,900	
県営相生アパート2号	72.9	1.01	95,100	
県営相生アパート3号	72.9	1.01	102,400	
県営城北アパート1号	50.1	1.00	70,500	
	51.1	1.00	71,600	
	63.1	1.00	84,500	
県営城北アパート2号	50.1	1.00	70,500	
	51.1	1.00	71,600	
	63.1	1.00	84,500	
県営美原アパート1号	74.2	1.04	60,400	
県営美原アパート2号	40.5	1.04	44,300	
	77.0	1.04	61,300	
県営美原アパート3号	40.5	1.04	46,700	
	77.0	1.04	64,700	
県営美原アパート4号	44.4	1.04	45,900	
	79.4	1.04	64,400	
県営東部アパート1号	55.7	0.99	37,200	
県営東部アパート2号	55.7	0.99	37,200	
県営東部アパート3号	58.0	0.99	38,800	
県営茅原アパート1号	63.5	0.96	47,300	
県営茅原住宅	63.5	0.96	47,300	
県営茅原アパート2号	58.4	0.96	48,100	
	63.9	0.96	52,000	
	71.5	0.96	57,400	
県営茅原アパート3号	61.0	0.96	54,400	
	64.2	0.96	56,800	
県営城南アパート1号	62.6	0.96	53,300	
	64.2	0.96	54,000	
県営城南アパート2号	62.6	0.96	53,300	
	64.2	0.96	54,000	
県営末広アパート1号	69.3	0.99	103,200	
県営末広アパート2号	69.3	0.99	103,200	
県営末広アパート3号	69.3	0.99	103,200	
県営大西町住宅	51.9	1.01	92,300	平成22年度 竣工
	64.7	1.01	111,000	同
	72.4	1.01	123,400	同
	51.9	1.01	91,200	平成23年度 竣工
	68.3	1.01	115,400	同
県営川南アパート1号	51.2	0.99	69,200	
県営川南アパート2号	51.2	0.99	70,800	
県営川南住宅3号	54.6	0.99	80,800	
県営川南住宅4号	54.6	0.99	88,300	
県営川南アパート5号	55.7	0.99	86,600	
県営こがねアパート1号	63.5	1.01	46,100	
県営こがね住宅	63.5	1.01	46,100	

県営こがねアパート2号	58.4	1.01	44,600
	63.9	1.01	48,200
	71.5	1.01	53,200
県営こがねアパート3号	61.0	1.01	49,500
	69.5	1.01	51,700
県営東泉アパート1号	61.0	0.99	50,600
	64.2	0.99	52,900
県営東泉アパート2号	62.6	0.99	55,300
	64.2	0.99	55,900
県営東泉アパート3号	62.6	0.99	55,600
	64.2	0.99	56,200
県営鳥海アパート1号	53.5	1.01	87,100
	69.2	1.01	105,300
県営鳥海アパート2号	53.5	1.01	87,900
	69.2	1.01	106,200
県営鳥海アパート3号	54.5	1.01	112,800
	56.1	1.01	114,200
	65.4	1.01	127,300
	67.0	1.01	128,700
県営新橋アパート	70.2	1.01	133,000
	53.9	1.01	95,900
	68.2	1.01	114,700
県営北新町アパート	55.0	1.00	78,600
	64.3	1.00	86,700
県営三吉町アパート1号	51.2	0.95	42,900
県営三吉町アパート2号	54.6	0.95	46,600
県営三吉町アパート3号	55.7	0.91	36,300
県営若葉東アパート1号	62.8	0.96	43,200
県営若葉東アパート2号	63.5	0.96	43,700
県営若葉東アパート3号	57.1	0.96	45,300
	58.4	0.96	46,400
	63.9	0.96	50,200
県営南寒河江アパート1号	62.6	0.93	53,100
	64.2	0.93	53,700
県営南寒河江アパート2号	62.6	0.93	54,300
	64.2	0.93	54,900
県営塩水アパート1号	57.0	0.98	88,100
	70.7	0.98	105,000
県営塩水アパート2号	57.0	0.98	88,100
	70.7	0.98	105,000
県営塩水アパート3号	57.0	0.98	88,100
	70.7	0.98	105,000
県営塩水アパート4号	57.0	0.98	86,500
	70.7	0.98	103,200
県営塩水アパート5号	57.0	0.98	86,500
	70.7	0.98	103,200
県営塩水アパート6号	57.0	0.98	86,500
	70.7	0.98	103,200
県営土屋倉アパート1号	51.8	0.95	34,300

		0.89	34,300	風呂無し
県営土屋倉アパート2号	51.8	0.95	34,300	
県営土屋倉アパート3号	53.7	0.95	35,100	
		0.89	35,100	風呂無し
県営金生アパート	44.4	0.98	15,200	
県営鷲ヶ袋アパート1号	54.6	0.96	33,200	
		0.90	33,200	風呂無し
県営鷲ヶ袋アパート2号	55.7	0.96	37,000	
県営長清水アパート1号	69.4	0.97	101,000	
県営長清水アパート2号	69.4	0.97	101,000	
県営長清水アパート3号	67.7	0.97	100,200	
県営長清水アパート4号	67.7	0.97	100,200	
県営長清水アパート5号	67.7	0.97	100,200	
県営長清水アパート6号	70.1	0.97	103,400	
県営長清水アパート7号	70.1	0.97	103,400	
県営長清水アパート8号	70.1	0.97	105,500	
県営長清水アパート9号	70.1	0.97	105,500	
県営楯岡アパート	54.6	0.94	34,400	
		0.88	34,400	風呂無し
県営楯岡中町アパート	63.7	0.93	94,200	
県営小出アパート1号	55.7	0.93	36,800	
県営小出アパート2号	58.0	0.93	39,000	
県営成田アパート	58.4	0.92	44,000	
	63.9	0.92	47,500	
	71.5	0.92	52,500	
県営屋城町アパート	61.4	0.99	82,900	
	61.8	0.99	83,200	
	72.2	0.99	97,500	
県営日光アパート1号	55.5	0.97	79,100	
	62.9	0.97	89,300	
県営日光アパート2号	55.5	0.97	81,600	
	62.9	0.97	91,900	
県営日光アパート3号	55.5	0.97	84,000	
	62.9	0.97	93,500	
県営日光アパート4号	55.5	0.97	87,200	
	62.9	0.97	98,100	
県営日光アパート5号	55.5	0.97	89,700	
	62.9	0.97	100,900	
県営長岡アパート1号	63.4	0.98	100,300	
	75.9	0.98	116,100	
県営長岡アパート2号	63.4	0.98	100,300	
	75.9	0.98	116,100	
県営長岡アパート3号	58.3	0.98	89,700	
	70.6	0.98	104,600	
県営長岡アパート4号	58.3	0.98	89,700	
	70.6	0.98	104,600	
県営交り江アパート1号	62.8	0.96	46,800	
県営交り江アパート2号	62.8	0.96	46,800	
県営天童駅西アパート1号	61.0	0.96	50,200	

	64.2	0.96	52,500	
県営天童駅西アパート2号	61.0	0.96	50,200	
	64.2	0.96	52,500	
県営天童駅西アパート3号	61.0	0.96	50,500	
	64.2	0.96	52,700	
県営天童駅南アパート1号	66.5	1.02	60,600	
県営天童駅南アパート2号	66.5	1.02	60,600	
	69.9	1.02	66,400	
	73.1	1.02	69,000	
県営天童南部アパート1号	66.3	1.00	105,000	
	70.1	1.00	108,400	
	77.6	1.00	120,700	
	79.9	1.00	120,900	
県営天童南部アパート2号	70.1	1.00	108,400	
	79.9	1.00	120,900	
県営天童南部アパート3号	66.3	1.00	105,000	
	77.6	1.00	120,700	
	79.9	1.00	120,900	
県営天童南部アパート4号	70.1	1.00	105,800	
	79.9	1.00	118,200	
県営天童南部アパート5号	70.1	1.00	105,800	
	79.9	1.00	118,200	
県営東根中央アパート1号	62.6	0.98	53,500	
	64.2	0.98	54,100	
県営東根中央アパート2号	62.6	0.98	53,500	
	64.2	0.98	54,200	
県営東根中央アパート3号	62.6	0.98	54,800	
	64.2	0.98	55,600	
県営尾花沢アパート	62.6	0.97	57,600	
	64.2	0.97	58,400	
県営関口アパート1号	57.2	0.97	82,600	
	68.0	0.97	92,800	
県営関口アパート2号	57.3	0.97	99,700	
	68.3	0.97	112,100	
	68.6	0.97	114,500	
県営関口アパート3号	57.3	0.97	95,800	
	57.7	0.97	97,000	
県営桜木アパート1号	59.3	0.98	38,000	
県営桜木アパート2号	59.3	0.98	38,000	
県営芦沢アパート	52.8	0.83	17,000	風呂無し
県営近江アパート1号	62.6	0.98	56,500	
	64.2	0.98	57,100	
県営近江アパート2号	64.6	0.98	68,800	
県営近江アパート3号	64.6	0.98	68,800	
県営中原アパート1号	53.4	0.99	92,000	
	69.4	0.99	113,100	
県営中原アパート2号	53.4	0.99	93,300	
	69.4	0.99	114,800	
県営長崎アパート	62.8	1.00	42,400	

県営谷地アパート1号	59.3	0.90	38,600	
県営谷地アパート2号	71.1	0.94	108,300	
県営左沢アパート	59.3	0.85	42,600	
県営大石田アパート	59.4	0.86	44,900	
県営あけぼのアパート	50.3	0.86	68,400	
	56.8	0.86	72,900	
	63.7	0.86	80,700	
	70.3	0.86	86,700	
県営糠野目アパート	51.2	0.92	33,900	
県営糠野目第2アパート	62.6	0.92	53,100	
	64.2	0.92	53,700	
県営大町アパート	58.0	0.89	43,800	
県営館之北アパート	53.3	0.90	60,600	
	67.4	0.90	73,500	
	70.7	0.90	76,500	
県営小国アパート1号	58.0	0.87	39,500	
県営小国アパート2号	59.4	0.87	42,300	
県営白鷹アパート	55.7	0.85	43,600	
県営宝前町住宅	74.1	0.85	37,200	平成元年度 ^{しゅん} 竣工
	77.0	0.85	38,600	同
	77.8	0.85	39,000	同
	74.1	0.85	35,300	平成2年度 ^{しゅん} 竣工
	77.0	0.85	36,600	同
	77.8	0.85	37,000	同
県営あらとアパート1号	74.4	0.95	113,100	
県営あらとアパート2号	77.9	0.95	118,500	
県営飯豊アパート	59.4	0.92	47,600	
県営狩川アパート	58.0	0.78	39,600	
県営余目アパート	62.6	0.80	54,700	
	64.2	0.80	55,500	
県営遊佐アパート	59.3	0.86	43,000	

海区漁業調整委員会関係

指 示

山形海区漁業調整委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、次のとおり指示する。

令和6年2月20日

山形海区漁業調整委員会

会 長 加 藤 栄

- 1 山形県の地先海面における第二種共同漁業（小型定置漁業）の保護区域を次の表の左欄の漁業の種類^{しゅん}の区分に応じ、右欄のとおり定める。

さけ・ぶり 小型定置漁業	かき網の左右各200メートル及び身網の周囲100メートル以内の海面
いか 同	かき網の左右各55メートル及び身網の周囲45メートル以内の海面
はたはた 同	
あじ・たなご 同	

- 2 保護区域内において、当該漁業以外の漁業、遊漁その他の行為によって、当該漁業の魚道を遮断し、又は魚群を散逸せしめる行為をしてはならない。
- 3 かき網、身網、ロープ、浮き玉その他の第二種共同漁業（小型定置漁業）に用いる漁具を利用して船を固定するなど、漁具に接触する行為をしてはならない。
- 4 この指示の有効期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

公 告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和6年2月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
山形県基幹高速通信ネットワーク単独公所用VLAN透過型L2アクセス回線通信サービス 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県みらい企画創造部DX推進課デジタル基盤整備担当
山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2091
- 3 落札者を決定した日 令和5年7月11日
- 4 落札者の名称及び所在地
株式会社ハイテックシステム 山形市松波一丁目16番7号
- 5 落札金額 11,000,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日
令和5年5月30日

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項後段の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関し裁定の申請があった。

令和6年2月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
西置賜郡白鷹町大字広野字向川原257番1	田	308

- 2 申請に係る農地の利用の現況
耕作の事業に従事する者が不在である。
- 3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細
農地法第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定による裁定後に、農地中間管理機構

から申請に係る農地の借受けを希望する者に当該農地を貸し付ける。

4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和6年6月	10年	36,960円

5 その他

この公告に係る農地の所有者等は、次に掲げるところにより、令和6年3月5日までに意見書を提出することができる。

(1) 意見書の記載事項

- イ 意見書の提出者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- ロ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容
- ハ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画
- ニ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
- ホ 意見の趣旨及びその理由
- ヘ その他参考となるべき事項

(2) 意見書の提出先

山形県農林水産部農業経営・所得向上推進課

令和6年2月20日印刷
令和6年2月20日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県